

資料No. 9

令和6年度 新型コロナワクチン秋・冬接種について

1. 予防接種法上における位置付け

新型コロナワクチンの予防接種は、令和5年度までは予防接種法に基づく特例臨時接種で実施してきましたが、令和6年度からは予防接種法上のB類疾病に位置付け、個人の重症化予防を目的とした定期接種となります。

	令和5年度以前	令和6年度以降
予防接種の類型	特例臨時接種	定期接種（B類疾病）
趣旨	疾病のまん延防止上、緊急の必要がある	個人の発病又はその重症化を防止し、併せてそのまん延予防に資することとして、定期的に行う必要がある（個人予防）
自己負担	なし（全額国費）	あり（一部負担）

2. 定期接種の対象者

- ・65歳以上の方
- ・60歳から64歳までの基礎疾患（心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかに障がいのある身体障害者手帳1級相当）を有する方

3. 定期接種の時期等

年に1回、秋冬の時期を目安に接種します。

使用するワクチン株はWHO（世界保健機関）の最新の推奨株を基本に選定することとしています。

4. 自己負担金額

2,800円

※定期接種の対象者とならない方は任意接種となり、全額自己負担になります。

5. 定期接種の場所

個別接種を予定しているため、実施医療機関は小田原医師会等と調整を図ります。

6. 周知方法

町広報紙、ホームページを予定